

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

目次	ページ
<b>道企業管理規程</b>	
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程.....	1
<b>道人事委員会規則</b>	
○職務の級における最高の号俸を越える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則.....	2
○平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則.....	3
○平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則.....	3
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	7
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	8

## 道企業管理規程

### 北海道企業管理規程第9号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年11月30日

北海道公営企業管理者 梶本孝博

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程(昭和42年北海道企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

第24条の4第3項第1号中、「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

職員区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	
		給料月額											
再任	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2	120,200	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700	
	3	123,900	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000	
	4	127,700	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200	
	5	131,500	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100	
	6	134,000	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000	
	7	138,400	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800	
	8	142,800	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600	
	9	148,000	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400	
	10	153,800	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200	
	用職	11	159,700	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12		166,000	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300	
13		170,600	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200	
14		174,000	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100	
15		177,000	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700	
員以		16	179,700	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
		17	182,200	239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
		18	184,200	242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
		19	186,200	244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
		20	187,800		293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
		外の	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600		
	22				297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23				299,100	351,900	372,700	411,900	429,200				
	24				301,100	354,100	375,300	415,300	432,700				
	25				303,000	356,500	377,800		436,200				
	職員		26			304,800	358,700	380,400		439,700			
27					306,700	361,000							
28					308,700	363,200							
29					310,600								
30					312,500								
31					314,400								
32				316,200									
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600	

別表第1の2(第3条関係)

号俸	給料月額
----	------

	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

**附 則**

（施行期日）

- この規程は、平成17年12月1日から施行する。  
（経過措置等）
- 平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置その他の経過措置については、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第120号）の例による。

**道 人 事 委 員 会 規 則**

職務の級における最高の号俵を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 陸 雄

**北海道人事委員会規則7-1093**

職務の級における最高の号俵を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

（職務の級における最高の号俵を超える給料月額の切替え等）

**第1条** この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俵を超える給料月額（北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）別表第2の備考(2)又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表の備考(2)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定（北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成6年北海道条例第65号）附則第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第5条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該規定を含む。）の適用がないものと

した場合の給料月額。以下この条において同じ。）を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵の額とその1号俵下位の号俵の額との差額

その者の施行日の前日における給料月額 - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵の額  
（以下「旧給料月額」という。）

× 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵の額とその1号俵下位の号俵の額との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵の額

**第2条** 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の昇給規定（北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第5条第7項ただし書、学校職員給与条例第6条第7項ただし書（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第6条第7項ただし書、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第30号）附則第2項及び第3項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第31号）附則第2項及び第3項（これらの規定を同条例附則第5項において準用する場合を含む。）並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）附則第2項及び第3項の規定をいう。）の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

（任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額の切替え）

**第3条** 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円 978,000	円 976,000
1,086,000	1,084,000
1,194,000	1,192,000
1,301,000	1,297,000

（任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額の切替え）

**第4条** 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その

者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
1,045,000	1,043,000
1,177,000	1,175,000
1,301,000	1,297,000

#### 附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

#### 北海道人事委員会規則 7-1094

平成17年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例に関する規則

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第120号）、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第121号）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第122号）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第123号）の施行の日（平成17年12月1日）に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7-405）第22条又は第23条の規定を適用する。

#### 附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

#### 北海道人事委員会規則 7-1095

平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（改正条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

**第1条** 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第120号。以下「道職員改正条例」という。）附則第5項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第121号。以下「学校職員改正条例」と

いう。）附則第5項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第122号）附則第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第123号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第5項の人事委員会規則で定める職員は、平成17年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員（北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）のうち、同月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例第19条第1項後段若しくは第21条第6項、学校職員改正条例による改正後の学校職員給与条例第19条第1項後段若しくは第21条第7項（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）又は警察職員改正条例による改正後の警察職員給与条例第22条第1項後段若しくは第26条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き職員として在職した者（同年6月1日（同日前1箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について道職員改正条例第1条の規定による改正前の道職員給与条例第19条第1項後段、第19条の4第1項後段若しくは第21条第6項、学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例第19条第1項後段、第19条の4第1項後段若しくは第21条第7項若しくは警察職員改正条例による改正前の警察職員給与条例第22条第1項後段、第22条の4第1項後段若しくは第26条第6項の規定又は企業職員給与条例の適用を受ける者に係るこれらの規定に相当する規定の適用を受けたもの）にあっては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外のものとする。

- (1) 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第1号から第3号までに規定する特別職に属する者で北海道に勤務するもの

- (3) 国家公務員  
 (4) 職員以外の地方公務員  
 (5) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者  
 (6) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）  
 （新たに職員となった者の改正条例附則第5項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例）

**第2条** 道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成17年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成17年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。  
 （在職しなかった期間等がある者の改正条例附則第5項第1号の月数の算定）

**第3条** 道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成17年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）  
 (2) 休職期間（法第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、非常勤職員期間（非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

として在職した期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）

- (3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）  
 (4) 道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書、警察職員給与条例第15条ただし書若しくは企業職員給与条例第16条第1項（同項括弧書に掲げる場合に限る。）、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第10条若しくは企業職員給与条例第16条第2項、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第16条第3項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）若しくは北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第16条第3項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）又は北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）第3条第1項若しくは北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第3条第1項の規定により給与を減額された期間  
 (5) 道職員給与条例第13条本文、学校職員給与条例第13条本文、警察職員給与条例第15条本文又は企業職員給与条例第16条第1項（同項括弧書に掲げる場合を除く。）の規定により給与を減額された期間

2 道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成17年4月から同年11月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間のある月  
 (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が道職員改正条例附則第5項第1号、学校職員改正条例附則第5項第1号及び警察職員改正条例附則第5項第1号に規定する合計額に100分の0.37を乗じて得た額（以下「附則第5項第1号基礎額」という。）に満たないもの（端数計算）

**第4条** 附則第5項第1号基礎額又は道職員改正条例附則第5項第2号、学校職員改正条例附則第5項第2号及び警察職員改正条例附則第5項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

**第5条** この規則に定めるもののほか、平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

**北海道人事委員会規則7-1096**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-137）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表（第6条関係）**

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第1項 第3号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員
1 年 未 満	306,900 円	216,000 円	159,100 円	50,000 円
1年以上2年未満	306,900	216,000	159,100	50,000
2年以上3年未満	306,900	216,000	159,100	50,000
3年以上4年未満	306,900	216,000	159,100	50,000
4年以上5年未満	306,900	216,000	159,100	50,000
5年以上6年未満	306,900	216,000	159,100	50,000
6年以上7年未満	306,900	216,000	159,100	48,200
7年以上8年未満	306,900	216,000	159,100	46,400
8年以上9年未満	306,900	216,000	159,100	44,600
9年以上10年未満	306,900	216,000	159,100	42,800
10年以上11年未満	306,900	216,000	159,100	41,000
11年以上12年未満	306,900	216,000	159,100	39,200
12年以上13年未満	306,900	216,000	159,100	37,400
13年以上14年未満	306,900	216,000	159,100	35,600

14年以上15年未満	306,900	216,000	159,100	34,200
15年以上16年未満	306,900	216,000	159,100	32,800
16年以上17年未満	302,500	212,700	156,500	31,400
17年以上18年未満	298,100	209,400	153,900	30,000
18年以上19年未満	293,700	206,100	151,300	28,600
19年以上20年未満	289,300	202,800	148,700	27,200
20年以上21年未満	284,900	199,500	146,100	25,800
21年以上22年未満	273,000	192,200	140,500	25,200
22年以上23年未満	260,800	184,700	135,200	24,600
23年以上24年未満	249,000	177,700	129,600	23,700
24年以上25年未満	237,100	170,300	124,300	23,100
25年以上26年未満	225,100	163,100	118,900	22,500
26年以上27年未満	210,000	152,000	111,100	21,900
27年以上28年未満	195,200	141,400	103,200	21,300
28年以上29年未満	180,300	130,600	95,400	20,600
29年以上30年未満	165,100	119,500	87,600	20,300
30年以上31年未満	147,800	108,000	79,100	19,900
31年以上32年未満	130,400	96,200	70,700	19,300
32年以上33年未満	113,300	84,800	62,000	18,500
33年以上34年未満	82,800	65,300	49,400	17,600
34年以上35年未満	55,000	47,500	37,500	16,900

**備考**

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

**附 則**

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7-1097

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 調整基本額表（第3条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号俸8,271円
4 級	9,700円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,200円
8 級	11,800円
9 級	12,800円
10 級	13,500円
11 級	15,400円

イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号俸7,029円、3号俸7,326円、4号俸7,645円、5号俸7,956円
2 級	9,000円。ただし、2号俸7,717円、3号俸8,041円、4号俸8,451円、5号俸8,896円
3 級	9,800円。ただし、2号俸8,905円、3号俸9,265円、4号俸9,630円
4 級	10,600円。ただし、1号俸10,363円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,200円

8 級	12,700円
9 級	13,200円
10 級	13,900円

ウ 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円。ただし、2号俸6,138円、3号俸6,318円、4号俸6,543円、5号俸6,804円
2 級	8,500円
3 級	11,100円
4 級	12,800円
5 級	13,500円

エ 大学教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,000円。ただし、2号俸9,099円、3号俸9,490円、4号俸9,891円、5号俸10,318円、6号俸10,741円
2 級	12,600円。ただし、1号俸11,335円、2号俸11,916円、3号俸12,487円
3 級	13,500円。ただし、1号俸12,816円、2号俸13,482円
4 級	16,100円

備考 「大学教育職給料表」とは、北海道職員の給与に関する条例第4条第1項第3号に規定する教育職給料表をいう。

オ 高等学校教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号俸6,615円、3号俸6,889円、4号俸7,213円、5号俸7,569円、6号俸7,969円、7号俸8,419円、8号俸8,716円、9号俸9,013円
2 級	11,600円。ただし、2号俸8,572円、3号俸8,883円、4号俸9,193円、5号俸9,526円、6号俸9,882円、7号俸10,372円、8号俸10,890円、9号俸11,412円

3 級	12,700円（北海道学校職員の給与に関する条例別表第2の備考(2)に定める職員にあっては、12,900円）
4 級	14,000円

備考 「高等学校教育職給料表」とは、北海道学校職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する教育職給料表をいう。

カ 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号俸6,615円、3号俸6,889円、4号俸7,213円、5号俸7,569円、6号俸7,969円
2 級	11,500円。ただし、2号俸7,308円、3号俸7,681円、4号俸8,082円、5号俸8,572円、6号俸8,883円、7号俸9,193円、8号俸9,526円、9号俸9,882円、10号俸10,372円、11号俸10,890円、12号俸11,412円
3 級	12,200円（市町村立学校職員給与と負担法に規定する学校職員の給与に関する条例別表の備考(2)に定める職員にあっては、12,500円）。ただし、1号俸12,114円（同表の備考(2)に定める職員にあっては、12,474円）
4 級	13,600円

備考 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、市町村立学校職員給与と負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

キ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号俸6,034円、3号俸6,232円、4号俸6,457円、5号俸6,741円、6号俸7,078円、7号俸7,461円、8号俸7,866円
2 級	9,600円。ただし、2号俸8,235円、3号俸8,671円、4号俸9,076円、5号俸9,486円
3 級	11,500円。ただし、1号俸11,443円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号俸15,268円

ク 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
------	-----------

1 級	11,100円。ただし、2号俸10,584円、3号俸11,029円
2 級	13,800円。ただし、1号俸13,270円
3 級	15,400円
4 級	16,500円

ケ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号俸7,924円
3 級	9,600円。ただし、1号俸9,211円、2号俸9,531円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円

コ 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号俸6,817円、3号俸7,069円、4号俸7,330円、5号俸7,609円、6号俸7,974円
2 級	9,900円。ただし、2号俸8,023円、3号俸8,401円、4号俸8,820円、5号俸9,072円、6号俸9,337円、7号俸9,603円
3 級	10,200円。ただし、1号俸9,909円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,300円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

**北海道人事委員会規則7-1098**

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。  
第29条の8第1号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同条第2号中「100分の55」を「100分の60」に改める。

**附 則**

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

**北海道人事委員会規則7-1099**

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の1号を加える。

- (3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第120号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第123号）の施行の日における同条例による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第5条第3項に次の1号を加える。

- (3) 道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第120号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第123号）の施行の日における同条例による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

**附 則**

この規則は、平成17年12月1日から施行する。